

○厚生労働省告示第三百十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である滋賀県健康福祉部医務薬務課薬務室について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十六年四月一日をもってその名称を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年七月二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

変更前の名称

変更後の名称

滋賀県健康福祉部医務薬務課薬務室

滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課